平成３０年（フ）第１１号
愛媛県八幡浜市八代37番地１
債務者　安藤かおる
１　決定年月日時　平成30年４月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月８日午前10時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成３０年（フ）第９１号
栃木県小山市大字間々田1060番地10　ソレイユ・ヴェルジェＢ102号室、前住所京都府京都市東山区東大路五条上る遊行前町562番地ベラジオ京都清水107号室
債務者　江原仁伊奈（旧姓北嶋）
１　決定年月日時　平成30年４月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第９５号
栃木県宇都宮市簗瀬４丁目27番11号　ブルースカイヤナゼ17号
債務者　見上　明治
１　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１０２号
栃木県足利市猿田町６番地28
債務者　大場　幸子
１　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１６３号
川崎市宮前区平２丁目８番３号　レジデンス向ヶ丘　102
債務者　森田　一主
１　決定年月日時　平成30年４月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月22日午前11時10分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第９号
大分県杵築市大字大内3798番地８
債務者　山本　藤香
１　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月12日午前10時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成３０年（フ）第２８２号
東京都青梅市和田町２丁目186番地の４ティアラハウスＡ102号
債務者　杉浦　信男
１　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２８３号
東京都青梅市和田町２丁目186番地の４ティアラハウスＡ102号
債務者　杉浦多美子
１　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５２号
沖縄県中頭郡読谷村字長浜243番地１　サンリット　ディア104
債務者　比嘉　智美（旧姓盛島）
１　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第１１３２号
大阪市浪速区桜川３丁目１番５－404号
債務者　磯野　行生
１　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１５６号
大阪市住之江区御崎６丁目３番30－401号
債務者　青山　　郷
１　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３９号
静岡県藤枝市瀬戸ノ谷9908番地
債務者　坂下真奈美
１　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１４０号
静岡県御前崎市白羽6140番地の１　薄原住宅３－206号
債務者　松尾　勝幸
１　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９７１６号
東京都江戸川区鹿骨２丁目７－９、前住所東京都江戸川区上篠崎３丁目16－15－302
債務者　上里　順喜
１　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月14日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７８７号
東京都江東区塩浜２丁目７－５－257、前住所東京都江東区枝川１丁目10－３－618
債務者　鶴田　伸江
１　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月14日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部